

# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の名称

人と海と地域の交流ひろがるみなとまち再生計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

山口県

岩国市

## 3 地域再生計画の区域

岩国市及び柳井市の区域の一部（由宇港、柳井港、通津漁港）

## 4 地域再生計画の目標

岩国市と柳井市は、山口県東南部の瀬戸内海に面し、年間を通じて温暖な気候に恵まれた都市です。岩国市の内陸部は寂地山、羅漢山の高峰を背に山地、林野が広がっており、県内最大の河川である錦川は豊かな水をたたえ、美しい景観を形づくりながら、柱島3島の浮かぶ瀬戸内海に注いでいます。また、旧日本海軍による岩国飛行場の建設を経て、戦後は米海兵隊岩国航空基地が置かれたことで、基地のまちとしての色合いが濃くなってきました。同時に、錦帯橋に象徴される観光地として知名度を上げ、県内屈指の観光客数を誇っています。また、近年は広島都市圏との結びつきも強く見られ、広域交通基盤の整備に伴い、日常的な生活圏の広がりが期待されています。

一方、柳井市は、総面積のうち半分以上が山地丘陵地でしめられており、北部の内陸部には盆地が、南部と沿岸部には平地があります。半島・島しょ部は比較的急峻な丘陵地が入り組んで海岸線に迫る変化に富んだ地形を形成し、美しい自然景観を有しています。また、古くから海と深い関わりを持ち、漁業はもとより、海上交通の要衝として江戸時代から商業を中心に発展し、近年は、沿岸部に金属・機械器具製造業、LNG火力発電所などの企業が進出しています。

岩国市は、「豊かな自然と都市が共生した活力と交流にあふれる県東部の中核都市」を将来像とし、錦川に代表される美しい自然環境や、錦帯橋をはじめとする歴史や伝統、文化等を大切にし、また、道路や情報通信網等の整備を通じた一体化の促進、農林水産業の振興など周辺地域に配慮しながら、各地域の多彩な魅力と生かした街づくりを目指しています。その実現に向け、

子どもから高齢者まで、誰もが安心して快適に生活することのできるまちづくりや、岩国市の特色である山・川・海の豊かな自然と都市が共生したまちづくりを基本理念のひとつとして掲げています。これと同時に、新産業の創出や農林水産業、工業などの既存産業の高付加価値化に取り組むとともに、商業・サービス業や観光産業を活性化し、多様な産業を振興することとしています。

柳井市は、目指すべき将来像を「人が輝く・夢が生まれる 瀬戸内のふれあい元気都市」と位置付け、その実現に向け「交流が広がる多彩で魅力のあるまちの実現」を基本目標のひとつとして掲げています。これをもとに、必要なハード整備に合わせて観光キャンペーン等のソフト対策を講じ、広域的な交流・連携を推進することとしています。

岩国市の由宇港では、高潮対策のための護岸整備に合わせ、人工海浜、遊歩道、地域交流施設等の整備が進められ、地元の住民や各界関係者をメンバーとしてワークショップを開催し、海の微生物学習、情報提供、レストラン、物販施設等を備えた総合交流ターミナル、「潮風公園みなとオアシスゆう」が整備され、主に広島方面からの観光客により活況を呈しています。

また、山口県を代表する海の玄関口である柳井港では、主に四国方面との往来観光・物流ルートの拠点としてその一翼を担ってきましたが、旅客ターミナル施設の老朽化が著しいことや本四架橋尾道今治ルート「しまなみ海道」の開通、高速道路利用料金割引などの影響で、その利用者数は近年激減しています。

今後更に、連携・交流を促進するためには、由宇港における物流ターミナル施設並びに広域交流拠点である柳井港旅客ターミナル施設、さらに岩国市の漁港において水産基盤整備が必要であることから、港整備交付金事業の活用により、地域交流の拡大連携の強化を図り、岩国市と柳井市という同一経済圏内での相乗効果により、岩国市の観光客数の増加及び柳井市の交流人口の増加を目指します。

由宇港においては、物流ターミナルの整備を行うことにより物流コストの削減を図り、地域経済の活性化を図るとともに、クルーズ船の誘致等により交流圏の拡大を図り、観光人口の増加を目指します。

また、四国、九州と近接している柳井港は、海上交通による広範囲な地域間交流の拡大が期待されています。さらに、主要道路や鉄道駅が港に隣接している地理的特性から、陸海交流の連携にも優れており、現在整備中の国道改良工事により、一層の利便性向上が図られるものと期待されます。また、平郡島、祝島といった離島を結ぶ港として地域生活に密着しており、離島の住民にとって必要不可欠な港でもあります。このような柳井港において、利

用者が安全で快適に利用できる地域交流拠点として旅客ターミナル施設整備を行うことで、海上交通の充実を図り、近年、顕著となっている交流人口の減少に歯止めをかけ、活力ある地域づくりを目指します。また、高齢者や身体的弱者等に配慮した施設のバリアフリー化を図り、すべての利用者へ快適性と安全性を提供します。

さらに、瀬戸内海の良い漁場を有する岩国市において、漁業者が快適に安全な活動を行うことができる施設を整備し、水産基盤を充実させることにより、漁業者の活力増大や水産物取扱量の増加、水産関係イベント等の開催など、元気で魅力ある漁村地域を形成し、漁業従事者の増加を図ります。また、漁業経営の安定や漁業の近代化に向け、高齢者にやさしい施設整備や就業後継者の確保・育成など活力ある水産業の振興を図ります。

中国、四国、九州と近接する地理的好条件と、数多く存在する歴史・文化的遺産や美しい瀬戸内海の自然がひろがる地域的好条件を有する岩国市及び柳井市から人と海と地域の交流がひろがるまちづくりを目指します。

(目標 1) 柳井市の交流人口減少の抑制 (H21 年度 柳井港乗降客数 : 213 千人→H28 年度 同 : 213 千人)

(目標 2) 岩国市の観光客数の増加 (H21 年度 : 3,410 千人→H28 年度 : 3,452 千人)

(目標 3) 岩国市の漁業従事者の増加 (H20 年度 : 347 人→H28 年度 : 355 人)

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

由宇港においては物流コストの削減による地域経済の活性化並びに観光交流圏の拡大を図るため物流ターミナル施設を整備する。

柳井港岸ノ下地区においては施設利用者の利便性・安全性の向上、交通流動の円滑化を図り、海と陸を繋ぐ地域交流拠点として旅客ターミナル施設を整備する。

通津漁港においては利用船舶を安全かつ容易に管理し、労務負担を軽減するなど利用者に配慮した施設整備を行い、水産基盤を充実させる。それにより水産業の振興を図り、魅力ある漁港地域を形成し、漁業従事者の増加を図る。

## 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

### 港整備交付金を活用する事業

整備箇所は、別添の整備箇所を示す図面による。

[施設の種類 (事業区域)、事業主体]

- ・ 港湾施設 (由宇港・柳井港) 山口県
- ・ 漁港施設 (通津漁港：第一種漁港) 岩国市

[整備量]

- ・ 港湾施設  
(由宇港) 外郭施設 防波堤  
(柳井港) 係留施設 浮棧橋、物揚場  
港湾環境整備施設 緑地  
水域施設 泊地
- ・ 漁港施設  
(通津漁港：第一種漁港) 外郭施設 防波堤

[事業期間]

- ・ 港湾施設  
平成23年度～平成27年度
- ・ 漁港施設  
平成23年度～平成26年度

[事業費]

- |        |            |                    |
|--------|------------|--------------------|
| 総事業費   | 961,040 千円 | (うち交付金 394,686 千円) |
| ・ 港湾施設 | 841,040 千円 | (うち交付金 334,686 千円) |
| ・ 漁港施設 | 120,000 千円 | (うち交付金 60,000 千円)  |

## 5-3 その他の事業

### (1) 観光・交流を推進するための事業

[ブルー・ツーリズム]

美しい自然や景観、歴史に育まれた文化・伝統、多種多様な新鮮な魚介類等に恵まれた漁村地域と都市部との交流に取り組む推進体制の整備や、体験・滞在プログラムづくりを進め、都市と漁村の住民の相互理解のもとで、地産地消の推進や雇用の場の創出等により、漁家所

得の向上と漁村地域の活性化を図る。

[広域的な交流・連携の推進]

柳井・周防大島・松山航路活性化協議会（山口県、柳井市、周防大島町、愛媛県、松山市、フェリー事業者、交通事業者、観光振興団体）を設立し、航路の利用促進や顧客サービス向上、観光需要の喚起による新規顧客開拓等、中長期的な活性化対策に取り組む。

(2) 生産基盤改良のための事業

[水産基盤の整備]

水産業の基盤整備として、他地区漁港の施設整備を促進する。

[つくり育てる漁業]

近年減少している水産資源の維持・増大を図るため、稚魚の放流等を推進し、「とる漁業」から「つくり育てる漁業」として資源管理型漁業への転換促進を図る。

[漁場環境の保全]

漁場環境を改善・保全するために海底・海岸清掃や魚礁設置を行い、水産物の増加を図る。

6 計画期間

平成23年度～27年度（5ヵ年）

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4の目標に照らし状況を調査・評価する。また、必要に応じて、事業の内容の見直しを図るため、「公共事業評価委員会」において施設の整備状況等について評価・検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし